

令和4年3月7日

告発状補充書

告発人澤口祐司、被告発人菅義偉外10名の令和4年2月10日付け殺人罪、殺人未遂罪、業務上過失致死傷罪及び公務員職権濫用罪告発事件の告発状について、告発人は、以下のとおり補充して申し入れる。

告発人代理人 弁護士 南 出 喜 久 治

第一 総論

- 一 貴庁は、告発人代理人である小職に対し、令和4年2月28日付け「東地特捜第2119号」の文書を送付され、それによれば、以下の記載があつた。

「告発は、刑罰法規に該当する犯罪事実を捜査機関に申告して犯人の処罰を求めるものですから、犯罪構成要件に該当する具体的な事実を特定していただく必要があります。

しかしながら、前記書面等では、例えば、殺人罪や公務員職権濫用罪の実行行為に該当する具体的な事実や、具体的な被害に関する事実など、犯罪構成要件に該当する具体的な事実が記載されておらず、告発事実が十分に特定されているとは言えません。

また、刑事事件は、まず警察が捜査を行い、その後、検察庁に事件を送致し、検察庁で補充の捜査を行った上で、最終的な事件処理を行うことが通常の手続となっていますので、犯罪地又は犯人の所在地を管轄する警察署等に相談されることを御検討願います。

以上の点を御検討いただくため、貴殿から提出された前記書面等は返戻いたします。」

- 二1 しかし、令和4年2月10日付け告発状（以下「告発状」といふ。）は、

内容的には完成度の高いものであり、「犯罪構成要件に該当する具体的な事実」は十分に特定されてをり、「殺人罪や公務員職権濫用罪の実行行為に該当する具体的な事実」は、「多くの国民に対して、情を知らない医療関係者を利用して接種を行はしめ」として、道具理論による間接正犯形態による実行行為として特定されておるのであつて、これほどの公知の重大事件について、全ての「具体的な被害に関する事実」を特定することは作業的に不可能を強いるものである。

- 2 大量殺人、組織的犯罪において、たとへば、オウム真理教のサリン殺人事件においても、告訴告発は、捜査の進展によつて具体的な犯罪事実や被害事実が明らかになるのであつて、告訴告発の当初からそれが後に起訴される段階での公訴事実程度の特定されることが求められることはなく、それが告発段階で十分に特定されておなくても、事後の捜査の進展などによつて補正、補充が可能なものであれば、告発は有効であり、受理されなければならない。
- 3 にもかかはらず、「告発事実が十分に特定されているとは言えません。」として、告発状等を返送するといふのは、告発人の告発をする権利の行使を妨害する行為であつて、公務員職権濫用罪（刑法第193条）に該当する行為に他ならない。
- 4 「告発事実が十分に特定されているとは言えません。」といふことは、特定が全くなされておかないとの認識ではなく、それが不十分であるといふことになるが、さうであれば、その不十分と思はれる点を具体的に指摘して特定することを協議して調整すべきであり、その部分の指摘もせず拒絶するのは適正な事件処理とは到底言へないのである。
- 5 仮に、告発状に不備があるといふのであれば、それを返戻するのではなく、追加の補充書等の提出を求めて追完させることで足りるのであり、それを返戻して新たに提出させることを求めるのは、公務員が職権を濫用して、人に義務のないことを行はせる行為であつて、その意味においても公務員職権濫用罪に該当するのである。
- 6 従つて、これを返戻したことは許されるものではないが、それを宥恕して改めて再送するので、告発状は本書とともに受容されるべきである。

- 三 1 ところで、「また、刑事事件は、まず警察が捜査を行い、その後、検察庁に事件を送致し、検察庁で補充の捜査を行った上で、最終的な事件処理を行うことが通常の手続となっていますので、犯罪地又は犯人の所在地を管轄する警察署等に相談されることを御検討願います。以上の点を御検討いただくため、貴殿から提出された前記書面等は返戻いたします。」とあるが、刑事告発は、警察署にしなければならない義務はなく、しかも、本件は、「通常の手続」に馴染まないものである。
- 2 本件は、政府首脳の大悪犯罪であつて、それを所轄し捜査立件するのは、地方公共団体に所属する警察署ではなく、このやうな国家犯罪は国家の捜査機関である検察庁が捜査立件する必要がある。
- 3 その自覚が貴庁にないことが残念でならない。告発状に、「この大悪に挑む救国の志と勇気を持つて立件されることを切望して已まない。」としたので、直接に捜査立件することに怖じ気づいたのかも知れないが、国家の大悪犯罪を国家機関の貴庁が捜査立件すること以外に選択肢がないのである。
- 4 それゆゑ、気を引き締めて本件を受理されるべきである。

第二 告発状の補充について

- 一 殺人罪等の実行行為の始期については、ファイザー製ワクチンが令和3年2月17日から開始されたので、その始期を「令和3年2月17日」と特定し、現在もなほワクチン接種がなされてゐるため、殺人罪等は現在もなほ実行行為が間接正犯形態で継続されてゐるのである。
- 二 本件犯行は、原則的には故意なき道具による間接正犯形態ではあるが、個々の接種状況においては、接種を担当する医療関係者等が、接種によつて死に至る可能性を認識しながら、それを認容して未必の故意によつて接種を行った事例も存在しうる。これは、故意ある道具であり、それに実行行為性が認められれば、被告発人らとの実行行為と因果関係とが競合することになる。
- 三 本件の間接正犯態様による実行行為がなされた場所の特定については、公知の事実ではあるが、東京、大阪などの全国各地における集団接種会場を実

行行為場所の一部として特定する。

四 後記第三で資料を補充するにほり、被告発人らは、別件事件において、犯罪事実に関する事実の具体的認否を行はずに隠蔽し続けてゐるために、証拠隠滅のおそれがあるので、速やかに押収等の捜査に着手すべきである。

第三 資料の追加

告発状に添付した別件事件の引用文書を以下のとほり追加する。

- 1 令和4年2月24日付け原告ら準備書面(12)
- 2 令和4年2月25日付け原告ら準備書面(13)
- 3 令和4年2月28日付け被告国の準備書面(2)
- 4 令和4年3月1日付け原告ら準備書面(14)